

特 記 仕 様 書

ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等

- 1 東京都ではディーゼル自動車（軽油を燃料とする自動車をいう。）の排出ガスに含まれる粒子状物質の削減を図るため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「本条例」という。）により、粒子状物質排出基準を満たさないトラックやバスなどの特定自動車の都内における運行が、平成15年10月1日から禁止された（ただし、新車登録から7年間は規制適用の猶予期間となる。）。

三鷹市との契約履行において、物品の納入等を自動車で行う場合、次のいずれかを使用すること（契約業者からの委託を受けて物品を配送するものの自動車も含む。）

- （1）ディーゼル車以外の自動車（ガソリン車、天然ガス車、LPG車、EV車）
- （2）平成15年10月1日以後に都内を運行し、又は運行させた場合において、本条例第37条第1項の規定に違反しないこととなるディーゼル自動車

- 2 平成15年10月1日以降に上記1の（1）及び（2）と異なる自動車で物品の納入等を行った場合は、本条例違反となるので注意すること。

- 3 適合の確認のために、当該自動車の自動車車検証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示、又は写しの提出を求められた場合には速やかに提示、又は提出すること。